

平成 29 年度事業経過報告

一 制度対策に関する活動状況

1 制度基盤の拡充を図るための具体的方策の策定と展開

(1) 「境界紛争ゼロ宣言!!」の継続的発信

「境界紛争ゼロ宣言!!」について継続的に発信していくことを意識して諸対応を行ってきた。

(2) 所有者不明土地問題・耕作放棄農地等への対応

「経済財政運営と改革の基本方針 2017～人材への投資を通じた生産性向上～」(いわゆる骨太の方針 2017) (平成 29 年 6 月 9 日閣議決定) の「第 3 章-3- (2) 社会資本整備等」の④として、「所有者を特定することが困難な土地や十分に活用されていない土地・空き家等の有効活用」の項目に、土地家屋調査士制度に関連する記述が掲載されたことから、各土地家屋調査士会へ資料を添付の上通知した。

この「所有者不明土地・空き家問題」に関しては、国、関係団体等が様々な検討会、研究会を立ち上げており、各主催団体からの日調連に対する構成員又はオブザーバーとしての出席要請を受け、土地家屋調査士の立場から意見を述べるとともに、情報収集を行ってきた。

また、前述の各検討会、研究会の報告に一定のめどが立った段階で、これらの会合の出席者や、研究所、広報部、社会事業部等の関係部署、さらに、全国土地家屋調査士政治連盟役員、制度対策本部員等を構成員として、「所有者不明土地・空き家問題対応PT」を設置し、情報の共有と提言等のため、連合会の基本的な考え方に関する意思統一と事業連携について協議を重ねてきたところである。

(以下は、国、関係団体等が主催する様々な検討会、研究会の「概要」と「動向・対応」)

① 所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会

(国土交通省国土政策局主催)

(概 要)

平成27年度に連合会から委員として出席した上記検討会は、平成28年3月に同対応方策に関する最終取りまとめを公表したが、その中で示された提言等についての今後の取組について検討し、更なる推進を図ることを目的としている。平成29年度においても同検討会が組成される予定であったが、主催者側から、平成29年度の組成はないとの連絡を受けた。

② 所有者不明土地問題研究会 (国土交通省国土政策局主催)

(概 要)

人口減少、少子高齢化、空き家問題による資産価値の低下など所有者不明土地問題の背景整理を行った上で、所有者不明土地の実態把握を行い、制度や仕組みの課題を整理して提言を行うことを目的としている。

増田寛也氏が座長。学識者、専門家、関係自治体等により構成。オブザーバーとして、総務省、法務省、農林水産省、林野庁、国土交通省等関係省庁が出席している。

平成29年4月28日、要請に基づき同研究会への話題提供として、「不動産表示登記と防災」について報告を行った。

(動向・対応)

平成29年12月13日、所有者不明土地問題研究会最終報告として、「所有者不明土地問題研究会 ～眠れる土地を使える土地に「土地活用革命」～」が公表された。

概要 http://www.kok.or.jp/project/pdf/fumei_land171213_02.pdf

本文 http://www.kok.or.jp/project/pdf/fumei_land171213_03.pdf

(いずれも、一般財団法人 国土計画協会のウェブサイト内)

最終報告には、連合会からの意見も反映された。

また、同報告の公表を受けて開催された主催団体が催すシンポジウムに連合会からも参加し、情報収集を行ったところである。

③ 所有者不明土地研究会

(日本不動産学会、都市住宅学会、資産評価政策学会(合同)主催)

(概要)

所有者が不明であることに関連する社会的経済的な問題点を把握するとともに、所有者不明土地が発生する原因を考察し、併せて、所有者不明土地が発生しにくくさせるための政策的対応、所有者不明土地を有効利用していくための政策の在り方についても検討することを目的としている。

都市住宅学会長、日本不動産学会長を顧問、資産評価政策学会長を座長とし、学識者、弁護士、東京財団等関係団体で構成。オブザーバーとして国土交通省国土政策局及び土地・建設産業局並びに関係団体により構成されている。

(動向・対応)

平成29年12月13日、第5回研究会において、「中間骨子」が示され、議論が進んでおり、平成30年度の研究会において、取りまとめが行われる予定である。

④ 共有私道の保存・管理等に関する事例研究会(法務省主催)

(概要)

骨太の方針2017において、「共有地の管理に係る同意要件の明確化(管理か、保存か、変更か等)や、公的機関の関与により地域ニーズに対応した幅広い公共的目的のための利用を可能とする新たな仕組みの構築、長期間相続登記が未了の土地の解消を

図るための方策等について、関係省庁が一体となって検討を行い、必要となる法案の次期通常国会への提出を目指す」旨の方針が示されたことを受け、法務省により立ち上げられた研究会。国土交通省等と連携し、共有私道の工事等の同意に関し支障が生じている具体的な事例を収集、類型化し、ガイドラインを作成した。座長は慶應義塾大学大学院法務研究科教授の松尾弘氏である。

委員は、学識者、司法書士、弁護士、土地家屋調査士で構成。関係機関は、法務省、国土交通省である。

(動向・対応)

平成 29 年 11 月 29 日の第 4 回研究会が終了した後、同研究会において収集された事例の類型化と対応の在り方をまとめたガイドラインが平成 30 年 2 月 1 日から法務省のウェブサイトに掲載された。「複数の者が所有する私道工事において必要な所有者の同意に関する研究報告書～ 所有者不明私道への対応ガイドライン」

⑤ 登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会（法務省主催）

(概 要)

骨太の方針 2017 等において、「今後、人口減少に伴い、所有権を特定することが困難な土地が増大することも見据えて、登記制度や土地所有権の在り方等の中長期的な課題については、関連する審議会等において速やかに検討に着手し、経済財政諮問会議に状況を報告するものとする」との方針が示されたことを受け、法務省において立ち上げられた研究会。民事基本法制における論点や考え方を整理していくものとしている。

主な検討項目は、「登記制度の在り方」については、対抗要件主義の検証、相続登記の義務化の是非、登記手続の簡略化等であり、「土地所有権の在り方」については、土地所有権の放棄の可否、共有地の管理の在り方、財産管理制度の在り方等である。

山野目章夫早稲田大学教授が座長。議論の取りまとめは、法制審議会へ諮問することも視野に入れ進められている。

(動向・対応)

登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会への対応 P T について

12 月 19 日に開催の第 2 回同研究会を終えた段階で、次のアからウまでの各課題への対応が急務となったことから、制度対策本部において各課題ごとの検討チーム (PT) を設置し、必要に応じてこれらの課題に対する提言等に向けて検討・協議を重ねている。

ア 変則型登記 共有地管理

- ・変則型登記解決事例紹介
- ・共有地管理に関する提言

- イ 所有者の管理義務、相隣関係
 - ・相隣関係の改正提言
- ウ 土地合分筆 財産管理制度
 - ・合分筆制度の提言
 - ・不明者財産管理制度、相続財産管理制度の研究と課題の提言

2 土地家屋調査士制度改革の推進

(1) 土地家屋調査士制度環境への対応

本年度の第1回全国会長会議における「2 連合会が取り組んでいる事項等の説明」の「(6)「土地の筆界を明らかにする業務」に関する照会回答について」等の中で報告したとおりであるが、引き続き法務省との協議を行いたいと考えている。

また、連合会学術顧問や弁護士等を交え、意見交換を行ってきた。

(2) 土地家屋調査士業務拡充への対応

① 事務所形態に関する検討

総務部の事業経過報告に記載

② 業務情報公開システムについての検討

日本土地家屋調査士会連合会が監修し、株式会社ゼンリンと共同で進めている「土地家屋調査士調査情報保全管理システム「調査士カルテ Map」」（業務情報公開システム）について、平成29年12月20日から運用を開始しており、連合会ウェブサイトの「会員の広場」内にもサービス概要・紹介ページを設け、「調査士カルテ Map」に会員登録するためのサイト（株式会社ゼンリン内）にリンクしている。

また、平成29年度は、本システムの普及と浸透を目的に、8土地家屋調査士会（平成28年度に実証実験に参加された埼玉、京都、岐阜、岡山、福岡、岩手、札幌、愛媛各会）において説明会を次のとおり開催したところである。

ア 埼玉会（平成29年11月7日、埼玉会館）

イ 福岡会（平成29年11月21日、八女市民会館）

ウ 岡山市会（平成29年11月28日、岡山市会館）

エ 岐阜会（平成29年12月12日、ワークプラザ岐阜）

オ 愛媛会（平成29年12月14日、愛媛会館）

カ 岩手会（平成29年12月18日、いわて県民情報交流センター「アイーナ」）

キ 京都市会（平成29年12月21日、京都市会館）

ク 札幌会（平成30年1月24日、札幌会館）

なお、当該説明会には、上記8つの土地家屋調査士会の近隣の土地家屋調査士会からも参加があり、それらに参加できなかった土地家屋調査士会に対しては、別途ウェブ会議に

による説明会（平成 30 年 3 月 29、30 日）を実施した。

3 資格者制度の改変に関する情報の確実な捕捉と適切な対応

(1) 成年後見制度への取組方策についての検討

土地の筆界立会いにおいて、隣地に成年後見制度を要するようなケースに絶えず遭遇することを受け、そのときの解決法を含めて、問題点の洗い出しと新たな解決策を協議することを中心に土地家屋調査士の成年後見制度への関わり方等について検討した。

引き続き土地家屋調査士の社会貢献と捉え検討を行う。

(2) 国の政策への対応

① 政党への要望活動

全国土地家屋調査士政治連盟と連携して政党への要望（政策・予算）活動等を行ってきた。平成 29 年度は、不動産登記法第 14 条地図作成作業と予算措置の確保、所有者不明土地問題に対する諸施策に係る土地家屋調査士の活用、官公署の入札区分における項目に「土地家屋調査士業務」を設定すること及び建物所在図の作成について等の要望書を提出し、説明したところである。

また、平成 30 年 4 月 3 日に、自由民主党「所有者不明土地に関する特命委員会」（衆議院議員 野田毅委員長）に出席し、関連士業、官庁、議員が出席の中、土地家屋調査士による所有者不明土地問題の解決に向けた提言を行った。

② 権限委譲、規制改革、TPP 等への対応

政府の主催する TPP11 協定及び総合的な TPP 等関連政策大綱に関する説明会に出席し、土地家屋調査士業界への影響等について情報収集したところである。

③ 不動産登記情報のオープンデータ化の推進方策に関する対応

平成 28 年 12 月の「官民データ活用推進基本法」の施行に伴い、内閣府が規制改革推進会議の中に「投資等ワーキング・グループ」を組成し、不動産登記情報のオープンデータ化を推進する方策を検討する中、不動産の表示に関する登記制度の今後に大きく影響する可能性が含まれていると捉え、土地家屋調査士の業務にどのように影響し、かつ土地家屋調査士としてどのように対応すべきか等を検討するプロジェクトチームを設置するための準備としての打合せを行った。これについては、平成 30 年度「官民オープンデータ化 PT」を設置することとした。

④ 準天頂衛星システム（QZSS）の利活用推進に向けた内閣府への要望

準天頂衛星システム（QZSS）を利用した社会を想定して自動運転に必要なダイナミックマップの更新に求められる 3D の情報更新に対して、「地形測量の局所修正は民間で作成する不動産登記制度の地積測量図、建物図面及び地図等との連携による更新を利用する制度の検討を要する。」等、高精度衛星測位サービス利用促進協議会（QBIC）を通

じ、一般財団法人衛星測位利用推進センター（SPAC）の協力を得て要望した。

4 民間紛争解決手続代理関係業務に関する課題対応

民間紛争解決手続代理関係業務に関する課題対応として、社会事業部と連携し、社会が求める土地家屋調査士会ADRセンター及びADR認定土地家屋調査士について意見交換を行ってきたところである。

特に、ADRセンターの取り扱う紛争枠の拡大、予防司法的な利活用、成年後見制度に絡めた財産管理制度の検討など、将来ビジョンと共に提案できるように検討を行った。

5 土地家屋調査士制度のグランドデザイン対応

平成30年2月9日付け日調連発第281号をもって、連合会の定めるグランドデザインとして各土地家屋調査士会に送付した。同文書には、「土地家屋調査士と制度のグランドデザイン（案）」の段階からの連合会の対応経緯や、引き続き基本計画の策定に取り組むこと、国及び地方自治体等の様々な「グランドデザイン」の参考紹介等を付記した。

また、平成30年度に行う基本計画及び中央総合研修・研究所構想についての方向性の確認を行った。

6 制度対策戦略会議の有機的活用

平成29年度は、制度対策本部の戦略的な事業及び予算執行のほか、特に、所有者不明土地問題対応、登記制度と土地所有権の在り方等に関する提言対応等を主眼に置き、各部との連携も含めて開催を重ねてきた。

7 大規模災害からの復興支援と防災体制の強化

「東日本大震災」及び「平成28年熊本地震」に関する対応を軸に、法務省民事局民事第二課や関係各所と協議を重ねてきた。

8 国際化への対応及び学識者との共同研究

(1) 国際地籍シンポジウム予備会議

1998年の設立以来、隔年で開催されている国際地籍学会総会は、平成30年に日本での開催が予定されていることから、中華民国地籍測量学会理事長をはじめとする台湾代表团及び大韓民国国際地籍学会会長をはじめとする韓国代表团を迎え、国際地籍学会総会及び第11回国際地籍シンポジウム予備会議を開催した。

また、同学会会長の引継式も行われ、岡田会長が就任した。

なお、同シンポジウムは、平成30年11月21日に福岡県（福岡市）での開催を予定して

いる。

(2) 法務省法務総合研究所主催の平成 29 年度ミャンマー不動産制度共同研究研修会への対応

法務省法務総合研究所国際協力部が継続的に行っているミャンマー法整備支援活動の一つで、同国研修員の日本における関係機関・団体での研究・研修として、日調連において土地家屋調査士の視点から制度等の説明を行ってもらいたいとの依頼があり、平成 29 年 8 月 23 日、連合会第 3 回常任理事会の開催期間中に併せて実施した。

ミャンマーにおいては、歴史的背景により、不動産制度が非常に複雑なものとなっており、土地の登記、管理についても複数の公的機関が関与し、実際の運用についても不透明であることから、同国における不動産の登記又は登録の制度の整備に関する共同研究として、まず、日本における不動産登記制度全般について学んでもらうことが具体的な訪問趣旨の概要であった。

当日は、ミャンマーの研修員に、「不動産の表示に関する登記と土地家屋調査士の実務」及び「土地家屋調査士制度を取り巻く最近の動向等」について講義や質疑応答を行うとともに国際的な交流を深めた。

[訪問団]

ミャンマー： ミャンマー建設省、同農業灌漑畜産省、ヤンゴン都市開発公社等職員
(計 14 名)

日 本： 法務省法務総合研究所国際協力部教官、同省国際協力専門官
J I C A職員、通訳等

(3) 東ティモール共同法制研究に係る訪問等への対応

法務省法務総合研究所国際協力部が継続的に行っている東ティモールへの法整備支援事業の一つである、同国司法省の職員を中心とする土地法制に係る共同法制研究（平成 30 年 1 月 29 日～同年 2 月 5 日）において、日調連に研修を目的とした訪問依頼があり、平成 30 年 2 月 1 日に対応した。

東ティモールにおいては、平成 29 年 6 月、国民に土地の所有権を認める不動産所有権の定義のための特別措置法及び土地収用に関する基本的な手続を定める公共事業のための土地収用法が成立し、同年 9 月に施行されたところ、その実施のための土地の所有権の確定方法、登記、収用、評価等に関する法令の整備が喫緊の課題となっていることから、当日は、同国の研修員に対して、土地家屋調査士の業務、概況等講義するほか、土地家屋調査士が日常行う測量、境界特定、図面作成等の具体的な方法の説明を行い、質疑応答、意見交換を行った。

[訪問団]

東ティモール： 東ティモール司法省法律諮問立法局、土地登録地籍調査局等の職員

(約7名)

日 本： 法務省法務総合研究所国際協力部教官、同省国際協力部事務官、通訳等

9 研究所の研究成果の実現化へ向けた諸施策

平成28年に法務省職員を交え、皇居外苑（二重橋、桔梗門付近の二級基準点）を観測対象地として、準天頂衛星システム（QZSS）の LEX 観測とネットワーク型 RTK 観測の比較による実証実験を行ったが、衛星電波の受信機器が当時と比べ、格段に進歩し、コンパクト化されたことから、土地家屋調査士の実務レベルでの検証が可能となり、表示登記に関する最先端技術の活用関係として、再度、業務部・社会事業部・研究所と連携し、平成29年11月21日に連合会の関係役委員において QZSS に関する実証実験（予備実験）を行い、同年12月19日、本実験を行った。

本実験では、10名以上の法務省職員に、11月の予備実験の結果と登記測量への利活用について説明を行った。

これらについては、平成30年2月26日に同実証実験の結果に関する検証と総括に関する打合せを行った。

10 区分建物に関する検討と対応

マンション関連検討PTを組成し、区分建物の表示に関する登記等について、会員が利活用し得る実務参考書の発行を平成30年度内を目途に行うことを計画し、まずは事例収集を中心に行うこととしている。

11 その他緊急課題への対応

緊急、突発的な案件への諸対応又は上記項目以外の事項について、情報等の収集と対応に努めてきたところである。

(1) 測量行政懇談会 測位基盤検討部会（国土交通省 国土地理院）への出席

衛星測位の利活用が拡大する中での測地基準座標系の在り方の検討。検討結果については、部会名で提言書を取りまとめ、測量行政懇談会に提出予定である。

(動向・対応)

平成29年10月10日の第3回会合をもって終了した。

①測地基準座標系に対する需要の整理、②衛星測位に利活用を拡大する際の測地基準座標系の課題の整理、③衛星測位へのセミ・ダイナミック補正の拡大・高度化の検討、④衛星測位の利活用が拡大する中での測地基準座標系の在り方等の議論がされた。

(2) 高精度衛星測位サービス利用促進協議会（略称「QBIC」。以下「QBIC」という。）から、「QBIC」の第1期活動が平成30年度（2018年度）末に終了するに当たり、その後

の活動の在り方、「QBIC」継続の可否等を協議・検討する同検討委員会への委員派遣についての依頼を受け、これに参画している。連合会が「QBIC」及び一般財団法人 衛星測位利用推進センター（SPAC）へ参画する最大のメリットは、国に対して施策提言等を直接提案できることにある。例えば、内閣府が主導する第2期地理空間情報活用推進基本計画の中心的な推進組織の一員として土地家屋調査士の意見が反映され、内容の提案が内閣府を経由して各省庁に対して中枢で述べるができることや、第3期地理空間情報活用推進基本計画に土地家屋調査士の意見を盛り込む環境を得ることができたこと等である。

二 総務部関係

1 土地家屋調査士会及び会員の指導並びに連絡に関する事項

(1) 関係法令、会則、諸規程等の検討・整備

連合会会則をはじめとする諸規程について、社会情勢や制度環境を的確に捉え、必要に応じて法務委員会や有識者の意見を聴きながら、現状に適応するよう適宜見直しを行った。

① 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則（附録様式）の一部改正

日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則附録第13-2号（表札）については、社員数が多い土地家屋調査士法人の場合、現在の規格（寸法）では表示することが困難である旨の指摘がされており、また、現行の様式は標準規格外のため作成費用が高くなるなどの問題もあったことから、同規則附録第13号及び同13-2号（表札）を改正した（平成29年12月8日施行）。

② 日本土地家屋調査士会連合会会計規則の一部改正

官公庁における調達案件は、会計法第29条の3の規定により、競争に付さなければならず（一般競争入札）、一定条件に限って指名競争（指名競争入札）又は随意契約とされているところ、日本土地家屋調査士会連合会会計規則においては、指名競争入札及び随意契約は規定されているが、一般競争入札については規定されていなかったため、同会計規則を一部改正した（平成29年12月8日施行）。

③ 日本土地家屋調査士会連合会職員等育児・介護休業等に関する規則の一部改正

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」を改正する法律が、平成29年10月1日から施行されており、育児休業の取得期間の延長に係る同法律の改正に対応するため、日本土地家屋調査士会連合会職員等育児・介護休業等に関する規則を一部改正した（平成30年2月23日施行）。

④ 日本土地家屋調査士会連合会給与規程（職員）の全部改正

日本土地家屋調査士会連合会給与規程（職員）については、労働関係法令等の改正が行われる都度、それに適応するよう見直しを行う必要があり、また、平成 29 年 1 月 1 日から新たに施行されている日本土地家屋調査士会連合会職員就業規則との整合を図る必要もあることから、同様の見直しを行い、日本土地家屋調査士会連合会給与規程（職員）を全部改正した（平成 29 年 7 月 1 日施行）。

なお、規程の名称については、日本土地家屋調査士会連合会給与規程（職員）を日本土地家屋調査士会連合会職員給与規程に改め、日本土地家屋調査士会連合会役員給与規程の名称に合わせた。

⑤ 日本土地家屋調査士会連合会職員就業規則の一部改正

上記④の日本土地家屋調査士会連合会給与規程（職員）の全部改正に伴い、文言修正が必要となったことから、日本土地家屋調査士会連合会職員就業規則を一部改正した（平成 29 年 7 月 1 日から施行）。

⑥ 日本土地家屋調査士会連合会継続雇用職員就業規則の一部改正

上記④の日本土地家屋調査士会連合会給与規程（職員）の全部改正に伴い、文言修正が必要となったことから、日本土地家屋調査士会連合会継続雇用職員就業規則を一部改正した（平成 29 年 7 月 1 日から施行）。

⑦ 日本土地家屋調査士会連合会職員等育児・介護休業等に関する規則の一部改正

上記④の日本土地家屋調査士会連合会給与規程（職員）の全部改正に伴い、文言修正が必要となったことから、日本土地家屋調査士会連合会職員等育児・介護休業等に関する規則を一部改正した（平成 29 年 7 月 1 日から施行）。

⑧ 専務理事及び常務理事の役員手当等の特例の一部改正

上記④の日本土地家屋調査士会連合会給与規程（職員）の全部改正に伴い、文言修正が必要となったことから、専務理事及び常務理事の役員手当等の特例を一部改正した（平成 29 年 7 月 1 日から施行）。

⑨ 初任給・昇格・昇給の基準の一部改正

上記④の日本土地家屋調査士会連合会給与規程（職員）の全部改正に伴い、文言修正が必要となったことから、初任給・昇格・昇給の基準を一部改正した（平成 29 年 7 月 1 日から施行）。

⑩ 土地家屋調査士会の会則変更

各土地家屋調査士会からされる事前内議及び法務省からの意見照会に対応した。

なお、土地家屋調査士会が会則を変更をする際、連合会にあらかじめ内議を行わない状況で認可申請をされる場合があり、法務省から連合会への当該会則変更の意見照会で苦慮する事案が発生していることから、必ず事前内議を行うよう留意願いたい。

⑪ 日調連関係法規集（平成 30 年作成）の作成

日調連関係法規集を作成し、平成30年3月28日付け日調連発第322号をもって、各土地家屋調査士会にPDFデータを送付した。

また、冊子については、各土地家屋調査士会に5冊ずつ送付した。

(2) 土地家屋調査士会の自律機能強化の支援

① 各土地家屋調査士会からの照会・問合せ等について

各土地家屋調査士会からの照会・問合せ等について、その都度、対応した。

② 「登録・会員指導等に関する照会回答事例集（平成29年度追加）」の作成について

各土地家屋調査士会からの照会・問合せの中から、よく照会されるものや重要な事例を中心に上げ、登録・会員指導等に関する照会回答事例集に新たな事例として追加したものを作成し、平成30年3月19日付け日調連発第307号をもって、各土地家屋調査士会に送付した。

③ 「事務所調査マニュアル」の作成について

平成27年、28年度の事務所形態検討チームにおいて取りまとめた「事務所調査マニュアル」を精査し、平成30年1月25日付け日調連発第270号をもって、各土地家屋調査士会に送付した。

(3) 非土地家屋調査士による法令違反行為への対応

土地家屋調査士法施行規則第39条の2に規定される土地家屋調査士法又は同法に基づく命令の規定に違反する事案の有無に関する調査について、適時適切に実施されるよう情報収集に努めた。

(4) 大規模災害対策に関する検討

発生が危ぶまれている首都直下地震に対して、連合会の会務運営が困難になる事態等を想定し、連合会の防災対策の強化を図り、災害時においても基本的な会務の運営が維持できる態勢の構築を推進した。

2 連合会業務執行体制の整備・充実

連合会組織、会務運営の体制等について適宜見直しを行った。

3 オンライン登記申請への対応

平成29年度事業方針大綱に基づき、オンライン登記推進室において、表示に関する登記の申請における完全オンライン化の実現に向けクリアすべき様々な課題に取り組んだ。

現在、資格者が申請代理人である場合の添付情報の特例の創設について、法務省民事局民事第二課・日本司法書士会連合会・日本土地家屋調査士会連合会の三者による検討協議を引き続き行っている。

4 民間認証局に係る登録局の適正な運営

土地家屋調査士電子証明書を発行するセコムパスポート for G-ID 認証サービスにおける登録局業務の効率的な運営に努め、申込みのあった会員について適切な審査を行い、速やかに電子証明書を発行し、電子証明書の取消しが必要な会員についても、適切かつ速やかな手続を行った。

また、土地家屋調査士電子証明書の発行手続に関する案内資料について、平成 29 年 12 月 19 日付け日調連発第 236 号をもって、各土地家屋調査士会に送付した。

土地家屋調査士電子証明書発行状況（平成 30 年 3 月 31 日現在）

有効電子証明書所有者 10,673 人（発行総枚数 11,249 枚）

（会員数 16,625 人（平成 30 年 4 月 1 日現在））

※ 認証局移行前の土地家屋調査士電子証明書（IC カード）所有者 12,374 人

5 情報公開に関する事項

懲戒処分情報及び戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の紛失等の状況について、連合会ウェブサイトへの適時適切な掲載に努めた。

6 会館の管理に関する事項

連合会会館（土地家屋調査士会館）及び文書等の保管等のために賃借している貸事務所の適正な管理に努めた。

7 登録事務

(1) 土地家屋調査士の登録等件数

新規登録 368 件、会変更の登録 36 件、事項変更の登録 963 件、登録の取消し 526 件、土地家屋調査士登録証明書の交付 800 件。

(2) 土地家屋調査士法人の届出等件数

成立の届出 28 件、会変更の届出 0 件、従たる事務所設置の届出 10 件、その他の変更の届出 146 件、解散の届出 6 件、合併の届出 0 件、清算終了の届出 3 件、土地家屋調査士法人の登録事項証明書の交付 25 件、土地家屋調査士法人の社員となる資格証明書の交付 96 件。

(3) 登録審査会

平成 29 年 8 月 31 日現在において、土地家屋調査士法第 16 条第 1 項第 1 号に該当する者は 71 名であった。その後、再入会した者が 2 名、業務廃止等の手続を採った者が 39 名で、残り 30 名について、登録審査会（平成 29 年 12 月 13 日開催）に諮り、「登録の取消しが相当である。」との議決に基づき、平成 29 年 12 月 13 日付けでその登録を取り消した。

8 その他

(1) 大規模災害対策基金の募集及び義援金の給付

大都市圏の直下型地震や広範囲にわたる巨大地震等予期せぬ災害に備え、土地家屋調査士会員及び土地家屋調査士会が地域住民からの要望に応えられる事務所機能の確保を図るため、平成 29 年度の大規模災害対策基金への募金計画として、会員 1 人当たり、おおむね年額 1,000 円に相当する額を目標とする募金協力を各土地家屋調査士会へ依頼した（平成 29 年 10 月 5 日付け日調連発第 160 号）。

また、大規模災害等における被災会員に関する被害状況報告への対応について検討し、平成 29 年 7 月 5 日からの大雨による災害、台風第 18 号及び台風第 21 号の被災会員に大規模災害対策基金からの義援金を給付した。

三 財務部関係

1 財政の健全化と管理体制の充実

(1) 中長期的な財政計画の検討

会員数の動向及び今後における連合会事業の方向をしんしゃくしつつ、一般会計及び特別会計における中長期的なシミュレーションを行う中で、連合会の財政の在り方を検討することとしており、平成 28 年度に作成したシミュレーション資料の精査及び分析を基に、現在と同水準の執行を維持した場合を想定した平成 29 年度版のシミュレーション資料を作成した。

(2) 予算執行の適正管理

効率的な会務運営を行うため、平成 29 年度予算の計画的な執行について管理するとともに、事業執行における発注及び支出に関する手続について、現状の手続に改善すべき点があれば、適切な方策を検討し、順次改善に努めた。

2 福利厚生及び共済事業の充実

(1) 親睦事業の検討及び実施

① 写真コンクール

第 32 回は、53 名から計 94 作品の応募があり、審査結果を第 74 回定時総会において公表し、会報 8 月号（No.727）に掲載した。

なお、平成 29 年 5 月 10 日から同月 31 日までの期間で、土地家屋調査士会員によるインターネット投票を実施（投票数 122 票）し、投票数の最も多かった作品に「はーもに

一賞」を授賞した。

第 33 回は、作品を平成 30 年 5 月 7 日必着で募集すること等について、同年 3 月 28 日付け日調連発第 320 号、会報 3 月号 (No.734)、E メールマンスリー及び連合会ウェブサイト「会員の広場」等において周知した。

② 日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会

第 32 回は、中部ブロック協議会及び三重県土地家屋調査士会の協力により、平成 29 年 9 月 10 日、11 日に近鉄賢島カントリークラブにおいて開催し、128 名が参加した。観光には別に 48 名が参加した。

第 33 回は、中国ブロック協議会並びに岡山県土地家屋調査士会及び広島県土地家屋調査士会の協力により、平成 30 年 10 月 28 日 (日)、29 日 (月) に東児が丘マリンヒルズゴルフクラブにおいて開催する予定 (観光も実施予定) で、同年 3 月 28 日付け日調連発第 321 号、E メールマンスリー及び連合会ウェブサイト「会員の広場」等において周知した。

(2) 各種保険への加入の促進及び共済会事業への支援

賠償責任保険、測量機器総合保険、団体所得補償保険及び総合生活補償保険等への加入について、会報及び E メールマンスリー等により促進を図り、共済会事業を支援した。

(3) 土地家屋調査士国民年金基金への加入の促進

土地家屋調査士国民年金基金と連携して、E メールマンスリー等により加入の促進を図るとともに、平成 31 年度に設立される新たな全国団体の動向について情報収集した。

3 土地家屋調査士会の財政面における自律機能の確保

全国的に均質な土地家屋調査士業務を提供するための土地家屋調査士会の会務運営 (研修、広報) における環境の整備等を目的として、土地家屋調査士会の会員数に応じた事業助成を行うこととしており、平成 29 年 6 月 30 日付け日調連発第 84 号をもって対象となる土地家屋調査士会 (13 会) 及び助成金額等について通知し、同年 11 月末日までに対象となった全ての土地家屋調査士会に助成金総額 9,920,000 円を交付した。内訳は下表のとおりである。

なお、平成 30 年度においても実施する予定で準備を進めている。

会名	土地家屋調査士 会員数 (※)	交付額	主な用途
山梨	145	340,000	広報：シンポジウム開催、ポスター、チラシ 新聞広告
和歌山	152	240,000	広報：ポスター、デジタルサイネージ
福井	152	240,000	広報：テレビ CM
富山	153	220,000	広報：ホームページ改修、出前講座開催 PR ポスター

鳥取	69	1,330,000	研修：研修会開催 広報：広報グッズ・チラシ作成、新聞広告、 制度広報対応
島根	112	800,000	研修：研修会開催 広報：PR封筒・ポロシャツ作成、新聞広告等
佐賀	115	760,000	研修：研修会開催 広報：新聞広告、市役所掲示板使用、 イベント協賛
秋田	139	420,000	研修：研修会開催 広報：ラジオCM、広報グッズ作成
青森	138	430,000	広報：講演会・相談会の開催
函館	55	1,610,000	研修：研修会開催 広報：シンポジウム開催
旭川	57	1,580,000	研修：研修会開催 広報：シンポジウム開催広報グッズ作成、制度広 報対応
釧路	77	1,300,000	広報：土地家屋調査士受験ガイダンス開催 シンポジウム開催、広報グッズ作成
高知	123	650,000	広報：無料相談会チラシ作成
	計	9,920,000	

※平成 28 年 10 月 1 日現在

4 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正について

現在の公益法人会計基準において作成することが必要とされている財務諸表並びに附属明細書、財産目録及び収支計算書等の書類のうち、一部の書類については作成する旨の規定がない状況にあること等から、日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正案を作成した（平成 30 年度第 1 回理事会において審議し承認された。）。

5 退職金特別会計の廃止及び当該廃止に伴う日本土地家屋調査士会連合会特別会計規程の一部改正について

現在の公益法人会計基準において、役員の退職慰労金及び職員の退職金は、一般会計の引当金として計上することが一般的であることから、退職金特別会計の廃止及び当該廃止に伴う日本土地家屋調査士会連合会特別会計規程の一部改正案を作成した（平成 30 年度第 1 回理事会において審議し承認された。）。

6 日本土地家屋調査士会連合会会計規則等の一部改正について

平成 29 年 4 月 1 日に施行された日本土地家屋調査士会連合会会計規則第 54 条について、一般競争入札にも対応した規定にするため文言修正を行う必要が生じたことから、同会計規則の一部改正を行った（平成 29 年 12 月 8 日施行）。

また、同日付けで新設された契約の執行に関する取扱基準についても、上記の一部改正と整合を図るため文言修正を行う必要が生じたことから、同取扱基準の一部改正を行った（平成 29 年 12 月 8 日施行）。

四 業務部関係

1 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡

(1) 「調査・測量実施要領」に関する事項

土地家屋調査士業務等に関する土地家屋調査士会等からの照会について、調査・測量実施要領と他の規則等を確認し、必要に応じ各部等と連携を取り対応した。

(2) 不動産登記規則第 93 条に規定する不動産調査報告書に関する事項

標記報告書作成ソフトの適切な記載方法等の検討と、土地家屋調査士会からの照会等に対応した。

また、土地家屋調査士会から寄せられた不具合等の報告については委託業者と連携し対応を進めた。現在の同ソフトのバージョンは 2.4.1 版（平成 29 年 12 月 20 日付け日調連発第 239 号）となっており、引き続き不具合の修正等に対応し随時更新していく予定である。

なお、連合会ウェブサイトに掲載している「Q&A」についても随時更新を行っていく予定である。

平成 28 年度に設置した同ソフトの掲示板は、引き続き運用を行っていく。

2 筆界特定制度に関する事項

(1) 筆界特定制度と土地家屋調査士会 ADR との連携

平成 28 年度から引き続き、筆界特定制度推進委員会、社会事業部と協同で、法務省民事局民事第二課と協議を行った。平成 21 年度から平成 22 年度にかけて同連携について同課と協議している経緯があるが、それ以降一時中断していた。しかし、昨今の社会情勢から筆界特定制度と土地家屋調査士会 ADR との連携が国民のためにも必要であることから、再度連携についての協議を行い、法務省において本文の作成を終え、同省から各法務局、各地方方法務局に通知がされたことを受けて、平成 30 年 3 月 29 日付け日調連発第 332 号文書において各土地家屋調査士会にも周知を行った。

(2) 筆界特定制度の検討及び指導

所有者が不明な隣接土地に対する、筆界特定制度を利用した解決方法（筆特活用スキーム）について利用状況が少ないことから、法務省民事局民事第二課及び筆界特定制度推進委員会等と連携を取り、課題の抽出や利用推進について協議を図った。

3 登記測量に関する事項

(1) 登記基準点についての指導・連絡

土地家屋調査士会から認定申請される書類の点検を行い、申請者からの照会等に対応した。平成 29 年度の申請状況等は次のとおり。

① 認定された登記基準点（平成 29 年度）

会名	地区名	登記基準点		認定状況	
福岡	福岡県糟屋郡宇美町地区	1級	4点	2017/4/13	認定
		3級	22点		
岩手	岩手県南 25 地区（一関市）	1級	24点	2017/4/13	認定
岩手	岩手県北地区 標高改定作業	1級	100点	2017/4/13	認定
岩手	岩手県南 21 地区（奥州市、胆沢郡金ヶ崎町）標高改定作業	1級	20点	2017/4/18	認定
岩手	岩手県南 22 地区（奥州市、西磐井郡平泉町）標高改定作業	1級	20点	2017/4/18	認定
岩手	岩手沿岸 10 地区（大船渡市、陸前高田市、住田町）	1級	18点	2017/4/18	認定
岩手	岩手県北 4 地区（二戸市、一戸町）	1級	25点	2017/4/18	認定
岩手	岩手県北 3 地区（二戸市、軽米町、九戸村、久慈市）	1級	25点	2017/4/18	認定
岩手	岩手県北沿岸 7 地区（久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町）	1級	20点	2017/4/18	認定
岩手	岩手県央 18 地区（北上市）（標高改定作業）	1級	15点	2017/4/28	認定
岩手	岩手県南 23 地区（奥州市・一関市）（標高改定作業）	1級	21点	2017/4/28	認定
岩手	岩手県南 24 地区（一関市・平泉町）（改測・標高改定作業）	1級	25点	2017/5/12	認定
岐阜	各務原市地内	2級	10点	2017/5/12	認定
愛知	愛知県江南市後飛保町地内	2級	2点	2017/5/12	認定
		3級	8点		
愛知	愛知県稲沢市小池地区（復元）	3級	1点	2017/5/12	認定
大阪	大阪府大東市地区	3級	3点	2017/5/26	認定
奈良	生駒市学研高山地区	2級	23点	2017/5/26	認定
岩手	岩手県南 25 地区（一関市）（標高改定作業）	1級	24点	2017/5/26	認定
岩手	岩手沿岸 8 地区（宮古市、山田町）（改測・標高改定作業）	1級	23点	2017/5/26	認定
岩手	岩手盛岡 11 地区（八幡平市、岩手町、盛岡市）（改測・標高改定作業）	1級	26点	2017/5/26	認定
岩手	岩手盛岡 12 地区（滝沢市、雫石市、盛岡市）（改測・標高改定作業）	1級	25点	2017/5/26	認定
岩手	岩手盛岡 13 地区（盛岡市、矢巾市、紫波町）（改測・標高改定作業）	1級	23点	2017/5/26	認定
岩手	岩手県央 20 地区（遠野市、花巻市）（改測・標高改定作業）	1級	23点	2017/5/26	認定

岩手	岩手沿岸 9 地区 (釜石市、大槌町、山田町) (改測・標高改定作業)	1級	19 点	2017/5/26	認定
岩手	岩手県北 3 地区 (二戸市、軽米町、九戸村、 久慈市) (標高改定作業)	1級	25 点	2017/5/26	認定
岩手	岩手県北 4 地区 (二戸市、一戸町) (標高 改定作業)	1級	25 点	2017/5/26	認定
岩手	岩手県北沿岸 7 地区 (久慈市、野田村、普 代村、田野畑村、岩泉町) (標高改定作業)	1級	20 点	2017/5/26	認定
岩手	岩手沿岸 10 地区 (大船渡市、陸前高田市、 住田町) (標高改定作業)	1級	18 点	2017/5/26	認定
奈良	生駒市学研高山地区 (G 工区)	3級	13 点	2017/6/19	認定
沖縄	沖縄本島中部地区 (A 地区～E 地区)	1級	111 点	2017/6/28	認定
広島	福山市坪生町地区	3級	2 点	2017/8/22	認定
香川	香川県丸亀市綾歌町岡田西地区	2級 3級	3 点 2 点	2017/9/15	認定
奈良	生駒市学研高山地区 (E, F 工区)	3級	20 点	2017/9/27	認定
岐阜	多治見市笠原町地内	3級	5 点	2017/9/27	認定
岐阜	岐阜市日置江五丁目ほか 6 地内	3級	8 点	2017/10/23	認定
岐阜	岐阜市下西郷二丁目地内	3級 4級	2 点 11 点	2017/10/30	認定
愛知	愛知県江南市河野町地内他	3級	8 点	2017/11/16	認定
岩手	盛岡地区 (岩手町)	1級	1 点	2018/1/25	認定
岩手	県北地区 (葛巻町) (改測作業)	1級	2 点	2018/1/25	認定
静岡	浜松市南区増楽町・高塚町地区	2級	8 点	2018/2/13	認定
奈良	生駒市学研高山地区 (C、D 工区)	3級	22 点	2018/2/28	認定
岐阜	各務原市那加巾下町 地内	4級	16 点	2018/3/12	認定
岐阜	各務原市各務原町六丁目 地内	4級	19 点	2018/3/12	認定
旭川	北海道旭川市春光地区	4級	17 点	2018/3/23	認定
奈良	生駒市学研高山地区 (A、B 工区)	3級	27 点	2018/3/22	認定
岐阜	岐阜県郡上市八幡町小野地区	3級	2 点	2018/3/27	認定
岐阜	岐阜県郡上市八幡町旭字堀越地区	2級 3級	2 点 2 点	2018/3/27	認定

認定：47 地区 合計 940 点

(1 級 682 点、2 級 48 点、3 級 147 点、4 級 63 点)

② 現在までの認定登記基準点数 (平成 20 年から平成 30 年 3 月 31 日まで)

認定：174 地区 合計 4,025 点

(1 級 1,745 点、2 級 284 点、3 級 942 点、4 級 1,054 点)

(2) 土地家屋調査士会と日調連技術センターの連携

日調連データセンターシステム (試行的な認定登記基準点の位置情報の公開 (URL <http://www.chousashi.org/kizyunten/v2map.htm>)) の維持管理を行い、登記基準点の認定に伴い随時更新を行った。

各土地家屋調査士会から随時報告される街区基準点の包括使用承認契約の公開情報管理

を行った。

(3) 会員技術向上の検討及び指導

連合会ウェブサイト「会員の広場」の日調連技術センターにある『「重ね図」作成手引書』について更新を行い、平成 30 年 1 月 23 日付け日調連発第 266 号文書で各土地家屋調査士会に通知した。

4 土地家屋調査士調査・測量実施要領の改訂

(1) 執務規程及び調査・測量実務要領の作成作業

平成 28 年度から引き続きの事業であり、調査・測量実施要領は平成 30 年度の発刊を予定しており、調測要領委員会において同要領の改訂作業を進めた。

五 研修部関係

1 研修の企画・運営・管理・実施

(1) 専門職能継続学習（CPD）の運用

① CPDの運用管理

連合会と各土地家屋調査士会との間で、CPD管理システムで作成したCPDデータの授受を行い、CPDの適正な管理に努めた。

② CPD情報の公開

平成 29 年 6 月 12 日から、連合会ウェブサイトにおいて、CPD情報の公開を開始した。

また、これに合わせるため、連合会ウェブサイト「会員の広場」に掲載しているCPDに関する各種資料の修正について検討を行った。

③ その他

測量系CPDとの情報交換を行うため、測量系CPD協議会連絡会（平成 29 年 5 月 10 日）に出席した。

また、平成 30 年 2 月 23 日に、有識者を交えた土地家屋調査士専門職能継続学習評価検討委員会を開催し、CPD制度の適正な運用管理について協議した。

(2) 新人研修の実施・検討

① 平成 29 年度土地家屋調査士新人研修

平成 29 年 3 月 3 日付け日調連発第 313 号をもって平成 29 年度土地家屋調査士新人研修の実施を各ブロック協議会へ委託した結果、8 ブロック合計 387 名の申込みがあり、384 名が受講・修了した。

<平成 29 年度新人研修実施概要>

関東ブロック	平成 29 年 9 月 22 日 (金) ～24 日 (日)	修了者数 145 名
近畿ブロック	平成 30 年 1 月 20 日 (土) ～21 日 (日)	修了者数 54 名
中部ブロック	平成 30 年 2 月 2 日 (金) ～3 日 (土)	修了者数 52 名
中国ブロック	平成 29 年 11 月 17 日 (金) ～19 日 (日)	修了者数 28 名
九州ブロック	平成 30 年 1 月 27 日 (土) ～29 日 (月)	修了者数 50 名
東北ブロック	平成 30 年 2 月 12 日 (月) ～14 日 (水)	修了者数 31 名
北海道ブロック	平成 30 年 2 月 1 日 (木) ～3 日 (土)	修了者数 16 名
四国ブロック	平成 30 年 1 月 26 日 (金) ～28 日 (日)	修了者数 8 名

なお、ブロック割、単位会割、講師料の助成金は、皮切りとなる関東ブロック協議会の新人研修が開催される前の平成 29 年 9 月 8 日に送金しており、受講者割分の助成金は、全ブロック協議会において終了した後の平成 30 年 3 月 9 日に送金した。

② 平成 30 年度土地家屋調査士新人研修

土地家屋調査士研修実施要領第 4 条に基づき、平成 30 年度における新人研修の基本計画案を策定した。

なお、実施については、例年どおり、各ブロック協議会へ委託を行った（平成 30 年 3 月 6 日付日調連発第 297 号）。

③ 平成 31 年度土地家屋調査士新人研修

中央実施型による新人研修とする方向で検討を行った。

(3) e ラーニングの拡充・整備と運用

① コンテンツの外部発注による拡充・整備

e ラーニングの更なる充実を図るため、平成 28 年度に引き続き、株式会社東京リーガルマインド（L E C）とコンテンツ制作委託の契約を締結し、次の 10 本のコンテンツを制作した。

ア 経営戦略立案の基礎～士業事務所の経営戦略策定の観点から～

イ マーケティングの基礎～士業事務所のマーケティングの観点から～

ウ 不動産の権利の変動に関する法的知識

エ 不動産の価格の決まり方～わかりにくい不動産の価格を理解する！～

オ 相続に関する法律知識～相談対応の最低限の知識の取得～

カ ヒューマンスキル・パート 1 ～総論～

キ ヒューマンスキル・パート 2 ～各論（ケース）～

ク 地域社会学の概要～地域を理解する～

ケ 土地家屋調査士としてのパーソナルライフプラン

コ 不在者財産管理制度と土地家屋調査士～土地家屋調査士業務との関連から～

② 連合会における制作

相場中行弁護士を講師とした次の2本のコンテンツを制作した。

ア 土地家屋調査士基礎研修 民法講義（改正債権法その1）

イ 土地家屋調査士基礎研修 民法講義（改正債権法その2）

③ eラーニングアクセス状況

平成25年度 アクセス数 4,556件、ユーザー数 1,484名

平成26年度 アクセス数 4,037件、ユーザー数 1,436名

平成27年度 アクセス数 12,424件、ユーザー数 3,004名

平成28年度 アクセス数 12,167件、ユーザー数 2,760名

平成29年度 アクセス数 15,938件、ユーザー数 2,969名

(4) 研修体系及び研修の充実の検討

① 更新研修制度

会員証更新時に研修を行うこととする年次研修について検討を進めた。

② 講師団名簿の更新

平成29年8月10日付け日調連発第116号をもって、各土地家屋調査士会へ講師団名簿の更新に係る適任者の推薦について依頼を行った。

なお、平成29年度～平成30年度版の講師団名簿（内部）については平成29年12月14日付け日調連発第229号をもって、講師団名簿（外部）については平成30年3月28日付け日調連発第330号をもって各土地家屋調査士会に送付した。

③ 研修に関する調査の実施

平成28年11月25日付け日調連発第234号をもって実施した、研修に関する計画及び実施状況等に関する調査（アンケート）について、取りまとめた結果を連合会ウェブサイトにおいて公開した。

(5) 研修情報の公開の活用・推進

① 研修インフォメーションの利用促進

連合会、各ブロック協議会及び各土地家屋調査士会が企画し実施する研修の内容等の情報共有化及び土地家屋調査士業界における研修の実施状況を広く一般に発信することを目的に、研修インフォメーションの利用促進を図った。

② 研修インフォメーションの利用状況

平成30年3月31日現在、8ブロック38会から計510件の研修情報の登録がされている。

(6) 研修用教材の運用・更新

平成26年度に改訂した会員必携（平成27年2月版）について、個人情報の取扱いに関する記載がされているところ、平成29年5月30日から改正個人情報保護法が施行された

ことから、該当部分を修正した補訂版を連合会ウェブサイト「会員の広場」において公開した。

2 土地家屋調査士特別研修の支援と受講促進

(1) 会報への記事掲載

会報 10月号 (No.729) から 12月号 (No.731) まで、受講者の体験談を掲載した。

(10月号：埼玉会、岡山会、11月号：岐阜会、宮城会、12月号：京都、福岡会)

(2) チラシの作成

受講促進のためのチラシ（電子データ版）を作成し、各土地家屋調査士会への周知及び連合会ウェブサイトへの掲載を行った。

(3) 土地家屋調査士試験受験者への周知

土地家屋調査士試験の口述試験が行われる会場（8 法務局）に、第 1 3 回土地家屋調査士特別研修に係る実施要綱等一式を送付し、同試験の受験者への配布をお願いした。

3 ADR認定土地家屋調査士の研修の検討と啓発

ADR認定土地家屋調査士を対象とした研修について、関係機関の意見等も参考にしながら検討した。

六 広報部関係

1 広報に関する事項

(1) 制度広報に関する事項

① 土地家屋調査士の日にに関する啓発活動

ア 特設ページの開設

平成 29 年 7 月 6 日～31 日の間、連合会ウェブサイト内に「土地家屋調査士の日」に関する特設ページを開設し、プレゼント企画を行った。この企画に全国各地から 7,044 名の応募があった。第 3 回広報部会において抽選を行い、iPad mini4

3 名、旅行券 3 万円 5 名、QUOカード 100 名、『境界紛争ゼロ宣言!!』LEDライトキーホルダー 200 名の当選者を決定した。また、抽選結果等についてウェブサイトで報告した。

イ 全国一斉不動産表示登記無料相談会の実施

後段で報告する。



② 制度広報ツールの企画及び作成並びに発信

ア 『境界紛争ゼロ宣言!!』のPR活動

(ア) LEDライトキーホルダーの作成

『境界紛争ゼロ宣言!!』LEDライトキーホルダーの在庫が僅少となったため3,000個追加作成した。

(イ) オリジナル野帳の作成

『境界紛争ゼロ宣言!!』PR用にオリジナルデザインの「野帳」を作成した。



イ パンフレット・チラシの増刷

マンガ小冊子「マンガでわかる土地家屋調査士のしごと」の増刷を行った。

ウ メディアを利用した広報活動

メディアからの取材・問合せ等へは積極的に対応を行っている。また、空き家や所有者不明土地問題を通じて、こちらからも土地家屋調査士制度をPRできるようデータの収集を行っているほか、PR専門会社を利用し、効果的なPRの方法や企画等について検討を行った。

③ 表示登記無料相談会等の実施

ア 全国一斉不動産表示登記無料相談会の実施

7月31日の「土地家屋調査士の日」を中心として「全国一斉不動産表示登記無料相談会」の開催を企画し、平成28年7月～10月にかけて各土地家屋調査士会の協力を得て全国186会場で開催され、754件の相談を受けた。

また、例年と同じく同相談会の開催PRを目的とした統一ポスター・チラシ・バナーのデータを作成し、各土地家屋調査士会へ送付するとともに、開催費用として各土地家屋調査士会に6万円の助成を行った。

なお、相談会の結果について取りまとめを行い、連合会ウェブサイト（会員の広場）において公開した。

イ イベント参画

(ア) G空間EXPO2017

平成29年10月13日（金）に1日開催でシンポジウム「地籍と災害～今の社会問題を考える～」を実施した。参加者約230名。

(イ) こども霞が関見学デー

法務省民事局民事第二課と協力し、平成29年8月2日（水）、3日（木）に開催された同イベントにおいて、測量体験、スタンプラリー、パネル展示などを実施した。

来場者約1,600人。

(ウ) 法の日フェスタ

法務省民事局民事第二課と協力し、平成 29 年 10 月 7 日（土）に開催された同イベントにおいて、測量体験、重ね図のデモンストレーション、パネル展示などを実施した。来場者約 1,600 人。

④ 土地家屋調査士白書の作成

『土地家屋調査士白書 2018』を平成 30 年 3 月 20 日に発刊し、関係各所へ配布した。



(2) 社会広報に関する事項

① 人材育成に関して教育機関等との連携

ア 明海大学不動産学部企業推薦特別入試

同学部との協定書に基づき、同学部への企業推薦特別入試についての募集記事を会報に掲載した（7月号・No.726、12月号・No.731）。

なお、同特別入試については、会員から出願推薦を受けた 1 名の推薦を行い、同名は合格した。

② 寄附講座・出前授業・講演会の推進及び支援

ア 寄附講座の開講状況に関するアンケートの実施

ブロック協議会及び土地家屋調査士会において寄附講座が開催できる環境づくりの支援のため、平成 28 年度に引き続き、全国の寄附講座の開講状況及び出前授業の実施状況に関するアンケートを行い、連合会ウェブサイト（会員の広場）において公開した。

③ 防災に関する活動の推進及び連携

ア 海拔表示板設置事業の推進

土地家屋調査士制度の PR と社会貢献事業の一つとして平成 24 年度から海拔表示板の設置事業を推進している。平成 29 年度においては、佐賀県土地家屋調査士会及び静岡県土地家屋調査士会の協力の下、次のとおり海拔表示板の設置が行われた。

佐賀県鹿島市 25 か所

静岡県藤枝市 1 か所

(3) 各土地家屋調査士会広報部との連携

平成 29 年度第 1 回全国会長会議において、広報部役員及び広報員と土地家屋調査士会とのつながりを持つ方策について協議していただき、ブロック協議会内での会議への連合会役員及び広報員の出席や各種イベントに関する情報共有、また、広報員からの連絡事項を確認いただける体制作りについてお願いした。

2 会報の編集及び発行に関する事項

(1) 土地家屋調査士業務の充実に関する情報発信

会員の業務に参考になる情報を提供することを目的として「事務所運営に必要な知識」の掲載を行った。

- (2) 社会・経済情勢の変革が土地家屋調査士の制度と業務に及ぼす影響についての情報発信
土地家屋調査士を取り巻く社会的変容に対応するために、制度と業務に関連する各種シンポジウムや研究会に出席・取材し、情報の提供を行った。
- (3) 土地家屋調査士会の実施する事業等についての紹介
各土地家屋調査士会で行われているシンポジウムや研修会等取材するなどして、情報提供を行うとともに、各土地家屋調査士会で行われている特色ある取組や名産、観光地などを紹介する「愛しき我が会、我が地元」を継続して連載した。

3 情報の収集に関する事項

- (1) 土地家屋調査士制度に関する情報収集
土地家屋調査士の制度と業務に関連する地籍問題研究会やシンポジウム等に出席し、情報収集を行った。
- (2) 国際的な視野での土地家屋調査士業務環境に関する情報収集
法務総合研究所国際協力部主催の国際協力シンポジウム等に出席し、情報収集を行ったほか、同部が行っている東アジア地域との共同研究に係る研修会(制度対策本部の報告を参照)の取材等を行った。
- (3) 災害への対応及び災害復興に関する情報収集
東日本大震災や熊本地震からの復興に関する情報収集を行った。

七 社会事業部関係

1 公共嘱託登記の環境整備に関する事項

- (1) 受託体制の整備
国有農地測量・境界確定促進委託事業に関する情報交換を農林水産省と行った。
また、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と平成 29 年度発注業務に関する情報を交換した。
なお、北海道における官公署発注の公共用地測量における土地家屋調査士業務と測量業者の業務形態、いわゆる分離発注の問題については、全国的な問題であるところ、平成 28 年度から連合会と共に検討している経緯があり、平成 29 年度においても北海道ブロック協議会と共に検討を行った。
- (2) 嘱託登記業務発注の情報収集・啓発

嘱託登記業務発注について、官公署等と情報交換する中で、土地家屋調査士法を遵守した業務発注について理解を求めた。

平成 27 年 10 月 29 日付け日調連発第 195 号をもって情報提供をお願いした土地家屋調査士業務の入札において適切な取扱いがされていないと思われる事案の内容について、土地家屋調査士会から提供された情報を精査し、対応した。

また、制度対策本部と連携して、東日本大震災及び平成 28 年熊本地震関連事業における諸問題等を法務省民事局民事第二課と協議した。

2 地図の作成及び整備等に関する事項

(1) 登記所備付地図の作成及び整備

不動産登記法第 14 条地図作成作業について、筆数や予定面積等の状況を調査の上、法務省民事局民事第二課と協議し、当該地図作成作業における土地家屋調査士の業務環境の改善についての提言を行った。

(2) 建物所在図作成の事業化に向けた対策

建物所在図作成作業における平成 29 年度試行については、兵庫県神戸市東灘区魚崎南二丁目・三丁目地区の一部において実施されたところ、当該作業に係る問題点等について法務省民事局民事第二課と協議した。平成 30 年度は、平成 28 年度の実施地区（愛媛県松山市素鷲地区）の成果も踏まえ、建物所在図作成の事業化ができるか等を検討する。

(3) 国土調査法第 19 条第 5 項指定の利用の推進

国土調査法第 19 条第 5 項指定申請の促進について、国土交通省土地・建設産業局地籍整備課と協議を行った。

なお、国土調査法第 19 条第 5 項申請の窓口となっている地方整備局（関東地方整備局）にも協議を行いたい旨を伝えたが、平成 29 年度においては機会がなかった。

3 土地家屋調査士関連業務の拡充に関する事項

敷地境界確定業務が不動産の売買や建築確認申請等にどのように利活用されているかを確認し、今後の方策について協議した。

平成 29 年度は、拡充という計画を立て、土地家屋調査士業務の中身を充実させるためには、どのような方策があるかを各事業項目と連携して検討し、これのみに特化した協議ではなかった。

4 土地家屋調査士会 ADR センターに関する事項

平成 28 年度土地家屋調査士会 ADR センター担当者会同において浮き彫りとなった土地家屋調査士会 ADR センターの課題等を確認し、全国の土地家屋調査士会に設置されている

ADRセンターの在り方について検討するとともに、制度対策本部と連携し、社会が求める土地家屋調査士会ADRセンター及びADR認定土地家屋調査士について検討した。

土地家屋調査士会ADRセンター規則における紛争の範囲等の規定の在り方について、法務省大臣官房司法法制部審査監督課と意見を交換した。

筆界特定制度と土地家屋調査士会ADR制度の連携については、業務部と連携しながら、法務省民事局民事第二課と協議を行ってきたところ、平成30年3月26日付け法務省民二第157号をもって法務省民事局民事第二課から各法務局・各地方方法務局宛てに通知されたことを受け、連合会においても平成30年3月29日付け日調連発第332号をもって各土地家屋調査士会長宛てにお知らせした。

奈良県土地家屋調査士会からの要請を受け、ADR法における認証に係る連合会の事前面談を行った。

各土地家屋調査士会ADRセンターが法テラスの地方事務所と連携できる方策について、法テラス本部と情報を交換した。

5 その他公共・公益に係る事業の推進に関する事項

(1) 空家対策等の検討

全国空き家対策推進協議会に参加し、全国の自治体における空き家問題への取組状況について情報を収集するとともに、制度対策本部と連携し、各土地家屋調査士会における空き家問題等の取組の在り方について検討した。

(2) 防災関係の情報収集及び提供

制度対策本部と連携し、東日本大震災又は平成28年熊本地震規模の災害があったときに各土地家屋調査士会に及ぼす影響などを検討した。

また、平成28年熊本地震に関する情報を収集し、平成30年度事業等について法務省民事局民事第二課と協議した。

八 研究所関係

平成29年8月31日、9月1日に研究員及び特任研究員を含めた研究所全体会議を開催し、主に事業方針大綱、事業計画、各研究テーマの詳細及び諸団体との研究交流等について説明が行われ、意見交換を行った。

これを踏まえて9月から研究テーマごとに研究計画等を定め、各研究員の情報収集と準備期間を経て、10月から12月にわたり本格的に研究テーマごとの会議が行われ、研究所担当役員と連携の上、研究が進められた。

また、平成 29 年 11 月及び平成 30 年 1 月には、研究所会議を実施し、事業の進捗状況や今後のスケジュール、地籍問題研究会や日本登記法研究会などの他団体との今後の交流、平成 30 年度の事業計画（案）や予算（案）の策定について協議した。

平成 30 年 2 月～3 月には、研究テーマごとの会議をそれぞれ開催し、情報共有や今後の課題等についての検討が行われ、研究テーマごとに中間報告書が作成されている。

中間報告については、連合会報の 6 月号（予定）からテーマごとに順次掲載していけるよう進めている。

1 表示登記制度及び土地家屋調査士の業務と制度の充実に関する研究

(1) 土地法制に関する研究

全国の土地法制に関して体系的な取りまとめを行うことを視野に入れた研究を行っている。長期研究計画と捉え、平成29年度も近畿ブロック協議会に所属する土地家屋調査士会の協力を得て、近畿圏の土地法制（歴史的な地図・資料・土地管理）に関する研究を行うとともに、同ブロック協議会所属の各土地家屋調査士会から推薦いただいた協力会員と共に、当該地域の官庁、図書館及び博物館などに出向き、資料調査や分析を行っている。

(2) 測量技術に関する研究

土地家屋調査士によるクラウドマップに関する研究（仮）については、土地家屋調査士白書に必要なツール・アイテムとして、土地家屋調査士における情報の管理方法（デジタル時代への対応）、得られた情報の共有化、クラウド CAD による情報の一元管理などの材料を収集中である。

ムービングマップの情報の研究では、情報共有をどうするかについての研究（オープンにして可視化する方法についての提言につながるようにする研究）に力を入れているほか、基準点管理やその情報の共有化に向けての研究も行っている。また、3D情報の利活用やレーザー測量を利用した解析図（地形の形状の分かるもの）に「重ね図」の手法がどう連携していくか等についての研究を行っている。

また、平成 29 年 11 月 14 日に行われた高精度衛星測位サービス利用促進協議会（QBIC）の主催する会合等に参加し、準天頂衛星システム（QZSS）「みちびき」についての将来的な利活用についての情報収集を行った。

(3) 法整備に関する研究

土地家屋調査士の日常業務の改善に向け、主に、不動産登記法の問題（立会権限、所有者不明土地問題等）について、次世代の不動産の表示に関する登記及び土地家屋調査士法の改正を視野に入れた研究を行っている。特に法令や判例から見える「立会い」についての状況を今後分析する予定である。また、不動産表示登記制度が現地を正確に表示できる唯一の制度であって、特に、所有者不明土地問題に関係した立会いの在り方についても研

究してきたところである。

(4) 土地行政に関する研究

「国土の有効利用に関する研究」として、現在の登記制度の目的とするところと実際の登記簿の情報が連動していない点についての研究及び所有者不明土地を起因として災害復興が遅れている実情を中心に研究してきた。

また、今後、所有者特定の難しさから土地の流通、資源管理が不能になっていく現状を危惧し、不動産関連業務への影響を研究し、登記制度や利用規制等の諸制度の様々な側面から分析、研究を試みる。

2 諸外国の地籍制度等の実態に関する研究

ドイツ・フランス・カンボジアの三国を対象としているが、加えてオーストラリア及びニュージーランド等諸外国の地籍制度についても、それぞれの国の歴史的経緯と背景について構造が分かるような形で地籍制度を研究し、日本の地籍制度との比較研究を行う。

また、東南アジア諸国における土地の情報管理の情報収集から、現在の法務省の法整備支援事業への協力も行いながら、より良い情報管理に向けてブロックチェーン方式等、今後のビジョンを示すための研究を行ってきた。

さらに、土地制度の近代化、区分所有建物の登記等についてや制度の基礎をなしているフランスの制度との関係を明らかにするため研究を行ってきた。

3 地籍に関する学術的・学際的研究

LADM に対する各国の取組に対する研究を世界標準の地籍情報に成長させるために、更に踏み込んで一般業務につながる研究を行ってきた。また、日本の行政への構築や情報工学の側面も取り入れて研究を重ねてきた。

4 地籍問題研究会及び関連学術団体等との連携強化

「地籍問題研究会」との連携を図るため、第 20 回定例研究会に会員報告として研究員等が実務に基づいた経験則の発表（地図作成の役割等について）を行った。

また、日本登記法研究会において、研究所から、「所有者不明土地と土地家屋調査士の業務」をテーマとする説明を行った。

5 会長から付託された事項の研究

付託事項については特段なかったが、付託された場合は、即座にサポートできるように備えた。

6 制度対策本部との連携

制度対策本部への情報提供や資料提供など、これまでの研究成果への対応と蓄積された情報提供等のサポートを含め、その役割を果たすため対応した。

最近では、平成 30 年に設置された制度対策本部の「所有者不明土地・空き家問題対応 PT」に研究所担当理事も出席し、研究所としてサポートできるように備えた。

また、平成 29 年 12 月 19 日に業務部及び社会事業部と連携して QZSS 実証実験（本実験）を行った。

平成 28 年 1 月 12 日に法務省職員を交え、皇居外苑（二重橋、桔梗門付近の基準点）を観測対象地として、準天頂衛星システム（QZSS）の LEX 観測とネットワーク型 RTK 観測の比較による実証実験も行ったが、衛星電波の受信機器が当時と比べて格段の進歩、コンパクト化を遂げたことにより、土地家屋調査士の実務レベルでの検証が可能となったことから再度行ったものである。

九 土地家屋調査士特別研修運営委員会関係

1 第 1 2 回土地家屋調査士特別研修の運営・管理・実施

土地家屋調査士法第 3 条第 3 項に規定する法務大臣が指定する研修（土地家屋調査士特別研修）について、平成 28 年度に第 1 2 回土地家屋調査士特別研修を実施したところ、土地家屋調査士法第 3 条第 1 項第 7 号及び第 8 号に規定する民間紛争解決手続代理関係業務を行う能力を有する者として、平成 29 年 10 月 2 日に 209 名が同法第 3 条第 2 項第 2 号の認定を受けた（受講者 248 名、認定率 84.3%）。

なお、これまでの土地家屋調査士特別研修による同認定者数は累計 6,226 名となり、全会員 16,761 名（平成 29 年 4 月 1 日現在）に対し、累計の受講率は 49.5%、累計の ADR 認定土地家屋調査士の割合は 37.1%となった（平成 29 年 10 月 2 日現在）。

2 第 1 3 回土地家屋調査士特別研修の計画・運営・管理・実施

(1) 実施計画及び受講者募集

実施計画（概要）及びカリキュラムについては、平成 29 年 9 月 29 日付け日調連発第 155 号をもって各ブロック協議会及び各土地家屋調査士会へ通知した。

また、受講者募集については、平成 29 年 10 月 13 日付け日調連発第 169 号をもって各ブロック協議会及び各土地家屋調査士会へ通知した。

(2) 法務大臣の指定

土地家屋調査士法施行規則第 10 条第 1 項の規定により行う法務大臣への指定申請につい

て、平成 29 年 12 月 8 日に法務大臣に申請書を提出し、平成 30 年 1 月 15 日付けで指定を受けた（「官報」平成 30 年 1 月 15 日、本紙（7181 号）〔告示〕掲載）。

(3) 特別研修の実施

全区分合計 153 名の受講者を対象として、平成 30 年 2 月 9 日から同年 3 月 31 日まで約 2 か月間にわたる同特別研修を実施した。

<第 1 3 回実施概要>

基礎研修	平成 30 年 2 月 9 日（金）～11 日（日）	（全国 4 会場）
グループ研修	平成 30 年 2 月 12 日（月）～3 月 15 日（木）	（28 グループ）
集合研修・総合講義	平成 30 年 3 月 16 日（金）～18 日（日）	（全国 4 会場）
考査	平成 30 年 3 月 31 日（土）	（全国 2 会場）

(4) 実施に係る助成

特別研修の実施に係る助成金について、平成 30 年 2 月 5 日に各ブロック協議会へ送金した（平成 30 年 2 月 5 日付け日調連研発第 95 号）。

3 第 1 4 回土地家屋調査士特別研修以降の計画

平成 30 年以降における土地家屋調査士試験の日程が 2 か月ほど先送りとなる予定であることから、受講者の減少を回避するため、第 1 4 回土地家屋調査士特別研修の実施時期を変更することとし、これに向けた対応について検討した。

<第 1 4 回実施予定>

基礎研修	平成 31 年 7 月 19 日（金）～21 日（日）
グループ研修	平成 31 年 7 月 22 日（月）～8 月 22 日（木）
集合研修・総合講義	平成 31 年 8 月 23 日（金）～25 日（日）
考査	平成 31 年 9 月 7 日（土）